

西原町国民保護協議会条例を制定

賛成多数
可決!!

原案抜粋

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会 議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

修正案

(委員会及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、30 人以内とする。

2 委員には、町民の公募も入れるものとする。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会 議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることはできない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開を原則とする。

(運 営)

第 7 条 保護計画の答申にあたっては、公聴会を開くなど、広く町民の声を反映させるものとする。

原案賛成者

11 名

- ・今の国際情勢では、必要な条例である。
- ・国民の代表である国会がつくった法律に問題があるとは思えない。
- ・国民の安全を守るものであれば、早期に制定すべきである。

修正案賛成者

7 名

- ・十分な審議が尽くされていない。
- ・町当局の説明責任がまったく果されていない。
- ・「無防備地域宣言」をすべきである。
- ・早期に成立させる理由はどこにもない。

西原町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

賛成多数可決